地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)実施要綱 別紙1

第1 一般事業に係る交付対象事業及び特例(実施要綱第2、第3の1、第4の1、第5の1、第6 の1関係)

区分		対象事業	 特例的扱い
1 社会福祉事業	ハード	(1) 高齢者福祉施設 整備事業 (2) 心身障害者福祉 施設整備事業 (3) 婦人又は児童福 祉施設整備事業	
		※ 福祉振興・介護係整備事業を除く。	R険基盤整備事業で対象とする事業及び老人保健施設 (1997年) (19
	ソフト	(4) 地域福祉推進事業	_
2 教育文化 振興事業	ハード	(1) 社会教育施設整 備事業 (2) 文化振興施設整 備事業 (3) 青少年健全育成 施設整備事業	_
		(4) 市町村立高等学校施設整備事業	<対象事業> 市町村立高等学校以外の高等学校がない、若しく は1校の市町村において、交付税措置のある地方債 の対象とならない施設整備事業
	ハード及びソフト	(5) 文化財保存整備事業	〈対象事業、対象経費〉 文化財の保存整備のために実施する次の事業を対象とする。 (1) 国庫補助を受けて行う事業 対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。 (2) 道または市町村指定文化財に係る保存整備事業 北海道文化財保護条例または市町村条例に基づき指定された文化財に係る保存整備事業 <市町村が補助することができる団体〉 文化財保存整備の実施主体 <算定〉 (1) 国庫補助を受けて行う事業 制度要綱第7を適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。 (2) 市町村指定文化財に係る保存整備事業 制度要綱第7を適用せず、交付対象経費に3分の1を乗じた額の範囲内とする。 <限度額〉 下限額 250万円
		※ 幼稚園整備事業及	ひで義務教育施設整備事業を除く。
	ソフト	(6) 地域文化振興事 業 (7) 地域国際化推進	_

		事業	
3 生活環境整 備・地域づ くり事業	ハード	(1) 市街地住環境施設整備事業(2) コミュニティ施設整備事業	_
		(3) 移住促進施設整備事業	〈対象事業〉 (1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業 (2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業(初回の改修又は補修に限る。) 〈市町村が補助することができる団体〉局長が適当と認める者 〈限度額〉 上限額 1,000万円(集合住宅は、2,000万円)下限額 250万円(既存施設を改修又は補修する事業は、50万円) 〈算定〉市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村がもの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの団体に補助する事業については、市町村がものの目が表現また。
		(4) テレビ難視聴解	町村が補助する額の2分の1を限度(その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。)として、交付金額を算定するものとする。
		消施設等整備事業	山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を交付対象経費から除くものとする。(1)テレビ中継局整備事業に係る各戸への局の整備に要する経費(2)テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費(3)NHK放送、衛星放送に係る経費 (3)NHK放送、衛星放送に係る経費 市町村が補助することができる団体>放送事業 英定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
		(5) 火葬場·葬祭場 整備事業	<対象事業> 一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。
		※ 道路(橋梁を含む 院等整備事業を除く	け。)整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病 く。
	ソフト	(6) 地域環境サポーター支援事業	<交付対象者> 局長が適当と認める者を対象とする。
	,	(7)地域情報化推進 事業	_

4 スポーツ 振興事業	ハード ソフ	(8) 地域景観形成事業 (9) 地域環境保全・ 創造事業 (10) 地域間交流・ 連携事業 (11) 移住促進事業 (1) 屋内スポーツ施 設整備事業 (2) 屋外スポーツ施 設整備本育館整備 事業 (4) スポーツ振興事 (4) スポーツ振興事	
5 観光レクリ エーション 振興事業	ノトハード	(1) 観光レクリエー ション基盤施設整 備事業 (2) 道立自然公園施 設整備事業	_
	ソフト	(3) 観光業の振興に 関する事業	_
6 産業振興事業	ハード	(1) 農業振興施設等整備事業	〈対象事業、対象経費〉 地域農業・農村の構造改革を進めている整備事施設を対象とし、当該整備等など、次に掲置工事必要なりの改修費であり、単なる維持補修でないと認行らになり、事業のででは、要ないのででで、であり、単なる主該をでは、一体では、一体

代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に 生計を別にする3名以上の農業者を含み、かつ、農 業者が構成員の2分の1を占め、代表者が農業者 であるものに限る。)

(3) 当該事業の実施主体として農業・農村の構造改革の推進に特に寄与するものと認められ、かつ、公益性や優先度の視点から局長が適当と認める団体

(2) 漁業振興設備等 整備事業

<対象事業、対象経費>

地域水産業の体質強化を図るために必要な機械・器具など、次に掲げる設備整備事業等とし、当該設備整備等に付随する設置工事等についても対象とする。ただし、市町村が団体に補助する事業で、以下の(5)~(7)の事業を実施する場合には、市町村が事業費の一部を負担する場合に限り対象とする。

- (1) 共同化・協業化促進事業 生産体制の効率化とコスト削減に向けた共同化 等の事業
- (2) 高齢者・女性就労環境支援事業 高齢漁業者の生きがいづくりや女性の就労環境 の改善等の事業
- (3) 地域関連産業連携支援事業 漁業と地域の関連産業との連携に必要な事業
- (4) 漁業新技術導入事業 新たな漁業生産システムの導入に向けて必要な 事業
- (5) 密漁監視・害敵駆除など、資源の適正管理のための事業
- (6) 新たなる漁場づくりや荒廃漁場の機能回復のための事業
- (7) 地域漁業の振興に必要な事業で、局長が特に必要と認める事業

漁村における新たな産業おこしのための事業 地場水産物の加工・販売、地域ブランドの展 開、地域での共同産直・直売の展開など、漁村 における新たな産業おこしの取組みに必要な事 業

<限度額>

共同化・協業化促進事業、高齢者・女性就労環境 支援事業、地域関連産業連携支援事業及び漁業新技 術導入事業については、市町村が団体等に補助する 場合に限り下限額を200万円とする。

<市町村が補助することができる団体>

次に掲げる団体(代表者、規約等の定めがあるものであって、原則として3戸以上の受益戸数がある事業を実施するものに限る。)

- (1) 漁業協同組合
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業者及び漁業従事者を主構成員とするもの
- (4) 漁業の振興等を目的として組織された団体

(3) 産業活性化支援 施設整備事業

<対象事業>

食クラスター活動の推進などの産業活性化に資する各種施設(物産館、地場産品加工・研究施設、道の施策として推進を図っている間伐材利用施設等)の整備事業を対象とする。ただし、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業を除く。

<市町村が補助することができる団体>

次に掲げる団体(以下「公共的団体等」という。)

		に対し補助し、又は出資する事業についても対象とすることができる。 (1) 公共的団体(営利を目的としない法人(農業協同組合及び医療法人を除く。)をいう。 (2) 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するものア資本金等の2分の1以上を市町村が出資する法人イ資本金等の4分の3以上を市町村及び公共的団体が出資する法人 〈算定〉 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
ソフト	(4) 地域特産品奨励 事業 (5) 農林水産業の振 興に関する事業 (6) 商工業の振興に 関する事業 (7) 食関連産業振興 事業	_
	(8) 地域雇用対策に 関する事業	<対象事業> 道が策定した「北海道雇用・人材対策基本計画」 に沿って実施する事業を対象とする。
7 港湾利用促進事業 (ハードのみ)	(9) 新産業創造事業(1) 国際化推進施設整備事業(2) 港湾観光支援施設整備事業(3) 海洋性スポーツ振興施設整備事業	大家事業 > 臨港地区等(臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域等)港湾管理者が管理している区域、又は臨港地区等に隣接し、港湾地区等と一体となったいる整備等に隣接し、港湾地区等と一体となった。の整備事業を対象とする。(1)国際化推進施設整備事業外国活力の利便性向上のための保憩の整備事業外国所設など、港湾や地域の国際化に効果の高い施設の整備事業道路(歩道を含む。)、安全対策施設、歴史、港湾、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、大野、
8 省エネルギ ー・新エネ ド ルギー振興 事業	(1) 新エネルギー等 開発利用施設整備 事業	

		(3) 交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 (4) 地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採択上、開発事業(ボーリング探査)と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画(継続事業の場合も含む。)をもって1件とする。
ソフト	(2) 省エネルギー・ 新エネルギー促進 事業	<対象事業> 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例(平成13年北海道条例第108号)第2条第1号に定める「省エネルギー」及び同条例第2条第2号に定める「新エネルギー」の導入を促進する事業を対象とする。
9 権限移譲推進事業 (ソフトのみ)	局長が特に必要と 認める事業	〈交付対象者〉 (1)新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等(複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、広域連合、一部事務組合又は複数市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。)
		(2) 新たに重点推進権限(旅券法を除く。)2パッケージ以上の事務の以上を受ける市町村又は店市町村等。 連携に係る法に、過去に特定パッケージ内の一部の事務市をの移譲を受けては広切の事務のでは、1パッケージの残余のととといるとといるとといるとといるとといるとといる。とは、1パッケージとなることとは、1パッケージとなることとは、1パッケージとなることとは、1パッケージとですることとは、1パッケージとですることとは、1パッケージとでする。との世界を受ける事務(交付申請年度入り、とて対象経費とできない。)を発展を受ける事務できた。)の音音を表現の音音を表現しては、一次の音音を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
10 地域医療対策事 業 (ハードのみ)	(1) 診療所整備事業 (2) 診療所医療機器 整備事業	下限額 10万円 <対象事業> 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が開設する診療所に係る施設整備及び医療機械器具の整備
	(3) 医師用住宅整備事業	<対象事業> 病院又は診療所に医師を新たに招へいするなど医師確保のために必要な医師用住宅の整備事業(他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業を含む。)であって、局長が特に必要と認めるものを対象とする。ただし、「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱」(平成20年6月19日付け医推第35号保健-6-6-

			福祉部長通知)に基づき派遣された医師のための住宅整備事業を除く。 <交付対象者及び実施主体> 市町村(人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る第2次医療圏に所在し、人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る市町村を除く。) <限度額> 上限額 1,000万円(集合住宅は、2,000万円)下限額 250万円(既存施設を改修又は補修する事業は、50万円)
11 地域防災力	ハード	(1) 防災施設整備事業	_
強化事業	7,	(2) 避難施設整備事 業(地方債の適債 事業(ハード系事 業)でない事業)	<限度額> 新たな避難所機能を付与する事業に限り、下限額 を50万円とすることができる。
		(3) 備蓄庫整備事業 (地方債の適債事 業(ハード系事業) でない事業)	<限度額> 下限額 50万円
		(4) 消防施設整備事 業	<対象経費> 車庫及び器具庫(タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。)に係る経費に限り交付対象経費とする。 <限度額> 上限額 1,500万円
			義務教育施設整備事業及び高等学校(寄宿舎を含む。) (橋梁を含む。)整備事業、病院整備事業を除く。
	ソフト	(5) 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業	

		<限度額> 下限額 10万円 <継続年数> 実施要綱第12の2(1)イのただし書きは適用しない。
	(6) 自主防災組織創設・活性化事業	
	(7) 地域防災・減災 対策推進事業	_
	※ 福祉振興・介護保 除く。	険基盤整備事業(福祉避難所機能確保促進事業)を
12 市町村広域行政 に関する事業 (ソフトのみ)	市町村広域行政推 進事業	_
13 合併市町村まち づくり推進事業 (ハード・ソフ ト共通)	局長が特に必要と 認める事業	附表2のとおり
14 ハ 地域重点プ ロジェクト ド	局長が特に必要と 認める事業	< >対象事業> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業について、対象とすること

推進事業			ができる。ただし、実施要綱別紙1の第1における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。 〈限度額〉 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業については、制度要綱第6の1において規定する上限額を適用しないことができる。
	ソフト	局長が特に必要と認める事業	<対象事業> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。ただし、実施要綱別紙1の第1における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。 <市町村が補助することができる団体> 実施要綱第2の(3)の規定に関わらず、地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等 <限度額> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必いてよりる事業については、制度要綱第6の1において規定する上限額を適用しないことができる。
15 地域政策コラ 事業 (ハード・) ト共通)		局長が特に必要と 認める事業	〈交付対象者〉 (1) 市町村、一部事務組合及び広域連合 (2) 複数の市町村等で構成する協議会等 〈対象事業〉 振興局が実施する地域政策推進事業と協働して実施する事業 〈限度額〉 制度要綱第6の1において規定する上限額を適用しないことができる。

第2 採択の優先度(実施要綱第12の2関係) 1 優先的に採択する事業 (1) ハード系事業

対象事業	内容 (例)
1 地域創生に向けて取り組む事 業	北海道創生総合戦略の地域戦略に掲げる取組の推 進に資する事業
2 地域重点プロジェクト推進事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェ クトの推進に資する事業
3 地域政策コラボ事業	地域政策推進事業と連携して実施する事業
4 広域的に連携する事業	複数の市町村が共同で実施する事業 (施設の共 同設置等)
5 地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
6 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
7 合併市町村まちづくり推進事業	合併市町村の地域内の交流、連携、一体性の強化 に資する事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容 (例)
1 地域創生に向けて取り組む事業	北海道創生総合戦略の地域戦略に掲げる取組の推 進に資する事業
2 地域重点プロジェクト推進事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェ クトの推進に資する事業
3 地域政策コラボ事業	地域政策推進事業と連携して実施する事業
4 広域的に連携する事業	ア 複数の市町村が共同で実施する事業(振興局の 区域を越えて実施する事業を含む。) イ その他広域的な波及効果がある事業
5 地域政策推進事業等と連携し て実施する事業	振興局が実施する地域政策推進事業や雇用創出地 域展開事業と連携して実施する事業
6 多様な主体の連携を促進する 事業	局長が適当と認める者が実施する事業にあって は、市町村が関与(財政支援又は人的支援等)をし ている事業
7 東京オリンピックの開催に伴い取り組む事業	東京オリンピックのマラソン・競歩競技等の札幌 開催に伴い実施する事業
8 地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
9 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進に取り組む事業	北海道SDGs推進ビジョンに基づき実施する事業
10 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
11 先駆性のある事業	先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れ られている事業
12 優位性のある事業	地域の特性(資源)や優位性が生かされている事 業
13 継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続 的な効果が見込まれる事業

2 採択の優先度が低い事業 (1) ハード系事業

対象事業	内容 (例)
1 交付税措置のある地方債を利用することができる事業	元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債 を利用できる事業
2 振興局管内における公共施設 の整備水準が高い施設の整備事 業	ア 温泉保養施設整備事業 イ パークゴルフ場等整備事業
3 同じ市町村に既に同様の施設 があって、二つ目以上となる場 合の施設整備事業	ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備 事業 イ 体育施設等整備事業 ウ 保育所等整備事業

4 市町村の一部区域の住民だけ を対象とする施設の整備事業	ア 地区集会施設整備事業 イ 地区公園等整備事業
5 その他	ア 火葬場・葬祭場整備事業イ 墓地等整備事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容(例)	
1 先駆性の低い事業	過去に採択された事業(他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。)と同様の内容が大半を占める事業(3年を限度とする継続採択事業は除く。)	
2 事業主体の直接的関与が低い 事業	事業内容の大半を委託する事業(ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデーター作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。)	
3 その他	ア 参加者の大半が団体構成員で占められる事業 イ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収す る事業	

新産業創造事業における特例的取扱いについて

第1 新産業創造事業の概要等

区分	内	容
1 採択の基本的 な考え方		産業の創造を支援する組織等の意見を 項に留意の上、採択を決定するものと
	また、交付対象事業の円滑かつ言を行うこととする。 (1) 中小企業者等で組織する組合、されていること。 (2) 事業内容や実施方法等についあること。 (3) 自己資金の確保がされている	効果的な実施のため、必要な指導・助、団体等の場合は、内部で合意が形成 て十分な検討がされており、具体性が こと又は確実に見込まれること。 、団体等の運営体制及び事業の執行体
2 定義	律(平成11年法律第18号)第2章(2)「新規成長分野」とは、北海 成9年1月)において定める住 サイクル関連分野、情報・通信 福祉関連分野及び文化・地域においる信 福祉関連分野及び文化・地域においる信 福祉関連分野とは、地域においる の創造に向けた事業(以下「新規生活と関連した新たなサービス 業創出事業」という。)をいう。 (4)「特別対策事業」とは、構造で 新産業創造や経営多角化を失業者 がう。)、離職希望者や失業者 「事業者育成事業」という。)及	道新規成長分野産業振興ビジョン(平 宅・都市インフラ関連分野、環境・リ 関連分野、産業支援関連分野、健康・
3 交付対象者		する。ただし、実施要綱第2の(3)規 掲げる者を対象とすることができる。
4 交付対象事業	実施要綱第3の1の(2)のイの表の交付対象外とするとともに、次の原則として採択しないものとする。(1)機器購入、委託に係る費用の以上を占めているもの(2)過去に地域づくり総合交付金は地域新一ラム、講演会、事業の開催事業。ただし、事業を確保で、新しい産業づくりに向けた。	合計額が交付対象経費のおおむね8割 (旧地域政策総合補助金を含む。)又 受けた者が実施する類似の事業 一等(以下「フォーラム等」という。) 果を企業や道民に広く普及し、事業化 するためにフォーラム等を開催するな 全体計画の中で位置付けが明確である ム等の企画・運営に特別の関与を行っ
5 成果報告書の 提出	交付事業者は、制度要綱第13に定 1か月以内に局長に対し成果報告	Eめる補助事業等実績報告書の提出後、 書を提出するものとする。

第2 交付対象事業、交付対象者

	区分	交付対象事業	交付対象者
1 一般事業	(1) 新規制 (2) 定業 (2) 企業 (2) 企業 (4) 企業 (4) 企業 (5) 企業 (6) 企業 (ア	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第 185号(以下「中団法」という。))第3条第1項に定 める中小企業団体 ウ 次の公益法人 (7)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律(平成18年法律第49号。)第4条の規定による 公益認定を受けた公益法人(以下「公益法人法第4条の公益法人」という。) (4)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。)第40条第1項に規定する登記 をしていない特例対団法人及び特例財団法人(以下 「特例社団法人及び特別財団法人に関する法律(平成10年法第106条第1項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号。)第2条に定める一般社団法人等(以下「一般社団法人等」という。) エ 一般社団法人等(以下「一般社団法人等」という。) 大等(以下「一般社団法人等」という。) 大等に非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に定める特定非営利活動という。) 大等に対けるもので構成員の2分の1以上がアースに掲げるもので構成されているものに限る。 北幌市を除く北海道内の次に掲げる者アール企業者
2 特別対策事業	(1) 新分野進出支援事業	ア る造化に討 サ関技 産域ノ流 サ地新及、係事新一す術異業とウ事新一域産で情る業製ビる開業間のハ業技ビに業び報調 品ス研発種・技ウ 術スおの起化査 ・等究事間他術等 ・のおので、業・地・交 新導	ウ 次の公益法人 (ア) 公益法人第4条の公益法人 (イ) 特例社団法人等 エ 一般社団法人等 オ 北海道市民活動促進条例(平成13年3月30日北海道 条例第5号)第6条に定める市民活動団体

	(2) 事業者育成 事業 (3) 労働者受入 事業	オ カ キ ク ケ で す か	後開業を志している個人についてなす(以下「とかなす(以下」という。)という。という。ただしきる。ただのとする。ただ成さないのから構成対象とする。 オ 特定に限る。)	離職告い主る者 電子の自て業 事当職を 事当職を を者 を予又者 を予又者 を を を を を を を を と に に に に に に に に に に に に に
--	--	-----------------	---	---

合併市町村まちづくり推進事業における取扱いについて 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる 事業を対象とし、その取扱いについては、次のとおりとする。

	区分内容		
共通事項	1 交付対象 者	(1) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併旧法」という。)に基づいて合併した市町村(2) 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)に基づいて合併した市町村(3)合併新法に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村	
	2 交付対象 経費	交付対象経費は、制度要綱第4及び実施要綱第4の1によるものとす る。	
業事業	1 交付対象事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で、次の事業を対象とする。ア 共通事項1の(1)の市町村が実施する公共施設等整備事業(庁舎等公用施設を含む。)で、合併旧法第11条の2に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業(基金造成に係るものは除く。) イ 共通事項1の(2)の市町村が実施する公共施設等整備事業(庁舎等公用施設を含む。)で、合併新法第18条に規定する合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業 (2) 1件の取扱いについては、個別事業毎に算出した交付金額の合計額をもって、市町村ごとに1件として取り扱うものとする。	
	2 交付金の 限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(ア) によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は2億円とする。	
	3 交付金額 の算定	交付金額は、合併特例債又は合併推進債(以下「合併特例債等」という。)の申請事業毎に算出するものとし、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定にかかわらず、次により算出できるものとする。(1)交付対象経費から交付対象経費に係る合併特例債等の額を控除した額の範囲内において交付金額とすることができる。ただし、この場合の合併特例債等については満度に充当したものとみなす。(2)交付対象経費から(1)により算出した交付金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の1/2の額を限度として、交付金を加算することができる。ただし、この場合の交付金額は、(1)により算出した交付金額を合わせて、交付対象経費の12.5%を超えることはできないものとする。	
	4 継続事業 の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のアによるものとする。 合併特例債等を起こすことができる期間	
ソフト系事業	1 交付対象 事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業(1)合併記念式典開催事業(2)新市町村の知名度・イメージアップのため実施する広報普及事業(3)旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベント開催事業(旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外)(4)市役所又は役場の本庁舎を設置しない旧市町村地域で従前から実施している事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業(市町村が補助することも可とする)	

	(5) 合併の推進を図るため実施する事業で、実施要綱第3の1の(2)の アにおける対象事業のうち、(7)から(オ)に掲げる事業
2 交付金の 限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ) によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は1,000万円とする。
3 交付金額 の算定	交付金額は、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定によるものと する。
4 継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のイによるものとする。 (1) 共通事項1の(2)に該当する交付対象者が実施する事業合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度 (2) 共通事項1の(3)に該当する交付対象者が実施する事業ア合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度イ合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度